OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	『摘題和歌集』の編者考 : 細川高国の可能性
Author(s)	三村, 晃功
Citation	語文. 1992, 59, p. 1-11
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68846
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

『摘題和歌集』の編者考

――細川高国の可能性――

三村晃功

一　はじめに

中世類題集のなかで『摘題和歌集』（以下『摘題集』と略称する）が通例の類題集とは一脈異なった、ユニークな類題集であることについては、すでに拙稿「『摘題和歌集』の成立（上・下）」（『中世文学研究』第一二号・第一三号、昭和61・8、同63・8）で言及し、その本文も『摘題和歌集（上・下）』（古典文庫第五二八・五二九冊、平成2・11、同3・1）に翻刻して提供したが、編者については、『耕雲口伝』の巻末で、後人が耕雲にふれて「撰摘題和歌集」なる注記を付したり、福井久蔵氏が『大日本歌書綜覧上巻』（復刻版昭和49・5、国書刊行会）で「今出川の旧蔵たりしこと見ゆ。されば晴季卿などの撰にあらざるか」と憶測しているけれども、両説の当たらないことは、井上宗雄氏が『中世歌壇史の研究南北朝期』（改訂新版昭和62・5、明治書院）で、述べられているとおりであり、筆者も「成立時期が宝徳二年から明応年間ごろで、編纂目的の難題による題詠歌の実例を提示することのできる程度の専門歌人を憶測するならば、後土御門天皇を頂点として文明年間以降大いに活躍した、歌道師範家では飛鳥井雅親・冷泉為広、公家歌人では一条兼良・甘露寺親長・三条西実隆・姉小路基綱・山科言国などの人物が候補にのぼろうが、今の段階では具体的な人物を特定することは困難と言わざるを得ないだろう」と言明していたのであった。

このような次第で、『摘題集』の編者については、未解決のまま進展がなかったわけだが、筆者は近時、ゆくりなくも後徳大寺実定の家集『林下集』の注釈書である、仲田顕忠の『林下集標注』の序文のなかに、『摘題集』の編者として管領細川政元の養子、細川高国の名を指摘している記事を発見したのである。この仲田顕忠の『摘題集』の編者を細川高国としている記事は、まったく疑う余地のない自明のこととしての記述の仕方であるので、そのまま無批判に承認しても支障はないのかも知れないが、それにしても、『摘題集』の編者を細川高国とする記述が『林下集標注』以外には管見に入らない点は、いささか不可解とも判断せざるを得ないのである。

以下は、したがって、『摘題集』の編者がはたして細川高国で

あるのか、否かの問題を中心にして考察した拙い作業報告であるが、大方のご叱正を得たいと思う。

二　『林下集標注』の序文の検討

さて、後徳大寺実定の家集『林下集』の注釈書『林下集標注』については、仲田顕忠が実定の詠に出典注記や冠注を付した部分と、勅撰集・私撰集その他の諸歌集から実定の詠歌百十首を「拾遺」した部分とから成り、刊記の「仲田藤右衛門校／川目泰助板／弘化二乙巳年五月／江戸書林／日本橋十軒店／播磨屋勝五郎発行」から、弘化二年（一八四五）五月の刊行と知られるが、その巻頭に置かれた顕忠自身によって、天保十一年（一八四〇）十二月二十三日に記された序文は、次のとおりである。

いにしへのよゝの集どもをよまむには、まづふたつの心えなむ有べき。さるは、くはしくえりとゝのへたる集は、そのさまうるはしきに過て、中〳〵にをかしきふしはおくれたるを、家々の集としいへば、おのがじゝえらびおけるも有べく、たゞ何となく書つめおけるがつたはれるも有て、めづらかなることば、耳なれぬてにをはなどもあれど、かへりてそのよゝのさまをしらむたよりすくなからず。たとへば、撰集はうるはしくそうぞきたる人のごとく、家集はしどけなく打とけたる人のさましたり。されば、歌のさまをしらむには、撰集によるべく、詞を広くみむには、家集になむしくものなき。おのれはやくより哥のふみらよむことをこのみて、こゝらの集どもとりつどへうつしものせるに、過し比ゆゑありて、後の徳大寺のおとゞの集ふた巻をえたり。林のもとの集となむいふ。このおとゞは、しも中比の歌よみのなかにも、ことにぬけいでたるよみ口になむおはしける。さるは、み心もちひのいうなると、はたそのみなのよにしられ給へるよしは、平家物語、古今著聞集、その外のふもどもにあまたみえて、誰もしれることなれば、さらにいふべくもあらずぞ。かくこの集のものにみえたるは、細川高国ぬしの摘題集、蓮昭法師が夫木抄などにひけるにて、はやくよにもてあつかへることしりぬべし。いでや、かゝることのはもかくしつゝ年経なば、つひにちりほひうせゆきなむことのなげかはしく、はたこのおとゞのみためさへいとほしきわざにしあれば、とし比よにひろくせまほしかりしを、何くれとさはらふことのみおほくて、心もゆかざりしに、一日、川目可大きたりて、いでたまへ、このふみいたにゑらせてむとて、こふまゝにいとよろこばしくて、いさゝかはしがきめくものくはへたるになむ。かくいふものは、鳥が鳴東のひえさかもとに近き入谷の田庄にいほしめたる蓬生のあるじ、仲田顕忠。時は天保十あまり一とせ、しはすのすゑの三日。笆がうちの雪も友まちがほなる夕、軒端の梅のやゝけしきだつ窓のもとにしるせり。

煩を厭わず全文を引用したが、この『林下集標注』なる書物の成る経緯に触れた、顕忠の序文の傍線を付した「細川高国ぬしの摘題集」の記述が、『摘題集』の編者を、顕忠が細川高国としている問題の箇所なのである。ちなみに、この箇所に続く「蓮昭法師が夫木抄」の記事は、蓮昭が『夫木抄』の編者・藤原長清の法名であるので、疑義の余地はまったくない、正確な記述である。したがって、「細川高国ぬしの摘題集」の記事も同様に、正確な

記述と見なし得る可能性は大であろうが、この点については、もう少し検討を加えてみよう。

ところで、この序文のなかの「かくこの集のものにみえたるは、細川高国ぬしの摘題集、蓮昭法師の夫木抄などにひけるにて、はやくよにもてあつかへることしりぬべし」という記事は、後徳大寺実定の詠が『摘題集』や『夫木抄』などの類題集や私撰集に採録されて、人口に膾炙しているという内容である。そして、事実、『林下集標注』の実定の詠には、「摘（題）」「夫」などの肩注が付せられている。ということは、この『林下集標注』の序文の記事内容がはたして事実であるのか、否かの検討を進めてみることは、当面の課題を明らめるうえで、多少の示唆を与えることを意味していよう。そこで、『摘題集』に収載されている後徳大寺実定の詠歌を掲げてみると、次のとおりである。なお、『摘題集』の本文は、前掲の拙編者に翻刻した宮内庁書陵部蔵本によった。

(1)かぎりありて根にかへるとも梅のはな　匂ひを枝にとゞめましかは　（春部・残梅を翫・後徳大寺左大臣・一五二）

(2)桜ばな咲べきほどになりぬれば　人の木ずゑもめかれやはする　（同・待隣花・後徳大寺左大臣・三七一）

(3)おもひねのゆめに見えけり葛城や　たかまの山のはなのさかりは　（同・遠思山花・後徳大寺・三四〇）

(4)帰るさをいかにせよとてやまざくら　ふまゝくおしき雪とふるらん　（同・落花・後徳大寺左大臣・四五四）

(5)夕日さすかた山かげのをそざくら　春にしられぬ雪かとぞみる　（同・夕尋残花・後徳大寺左大臣・四八二）

(6)おしみかねあかで別しあかつきや　くれぬる春のたぐひなるらん　（同・〈三月尽寄恋〉・後徳大寺左大臣・五八二）

(7)月きよみをのがほそ道さきゆけば（わけ歟）　みな卯の花のかきねなりけり　（夏部・月前卯花・後徳大寺左大臣・六〇七）

(8)をぎゝ吹しづのまろ屋のかりの戸を　明がたに鳴ほとゝぎすかな（同・山家暁郭公・新古今・後徳大寺左大臣・六八二）

(9)さのみやはたゝく水鶏とおもふべき　こよひは柴の戸をやあけまし　（同・連夜水鶏・後徳大寺左大臣・七七五）

(10)よひの雨にしほれにけりなでしこの　花のぬれがほ誰にみせまし　（同・〈雨後瞿麦〉・後徳大寺左大臣・八〇五）

(11)夏草の茂みがしたにやどかりて　すだくほたるのかくれなきかな　（同・蛍照草中・後徳大寺左大臣・八六六）

(12)をちかたの宿にふすぶるかやり火は　たゞ一すじのけぶりなりけり　（同・〈遠村蚊遣火〉・後徳大寺左大臣・八七五）

(13)夏やまの木々の葉そよぐ風の音　おのが秋とや鹿の鳴くらむ　（同・林風似秋・後徳大寺左大臣・九二七）

(14)さゝむすぶ旅のいほりの哀にも　秋とつげつる風の音かな　（秋部・旅宿立秋・後徳大寺左大臣・九五八）

(15)この世には秋たちにしを今さらに　なにおどろかす風のけしきぞ　（同・立秋述懐・〈後徳大寺左大臣〉・九五九）

(16)岩くゞる水のながれをむすぶ手に　しられぬほどぞ秋の日数は　（同・秋浅向泉・後徳大寺左大臣・九八五）

(17)秋の野の道もてはやすま萩はら　袖うちふらしあたら花咲　（同・近身野花・後徳大寺左大臣・一〇三五）

(18)わけ行ば玉ちる小野の夕露に　立えもみえぬま萩原哉　（同・草花露重・後徳大寺左大臣・一〇四九）

(19)駒とめて猶やきかましはるゞゝと　朝たつあとのさほしかの
こゑ　（同・遥聞鹿声・徳大寺左大臣・一一八五）
(20)山寺の入あひの鐘に打そへて　鹿のなくねぞ秋はかなしき
（同・山寺鹿・後徳大寺左大臣・一一九五）
(21)舟とむるあかしの月の有明に　浦よりとをきさほしかのこゑ
（同・〈山寺鹿〉・続古今雑・〈後徳大寺左大臣〉・一一九五）
(22)けふも猶まだ関こえぬ旅人の　こまのさきにや秋のゆくらん
（同・関路秋暮・後徳大寺左大臣・一五九九）
(23)行秋の手向にもみぢちりまがひ　神なび山をともにこえつる
（同・旅の道に秋つきぬ・後徳大寺左大臣・一六一九）
(24)わすられて年ふるねやの板あらみ　風もとまらぬ冬はきにけ
り　（冬部・霜閨冬来・後徳大寺左大臣・一六二六）
(25)袖ぬらすさ夜のね覚の初しぐれ　おなじ枕にきく人もがな
（同・独聞時雨・後徳大寺左大臣・一六四五）
(26)うち時雨物さびしかるあしの屋の　こやのね覚に都こひしも
（同・〈旅宿時雨〉・玉葉・後徳大寺左大臣・一六五六）
(27)ふじのねの紅葉こきおろすきよみがた　又吹おろす興津しほ
風　（同・海辺落葉・後徳大寺左大臣・一八七八）
(28)水鳥にうきねの床をならぶれば　はなれもやらずたぐる鳴也
（同・水鳥近馴・後徳大寺左大臣・一八一九）
(29)庭火たきさゆる霜夜もあけにけり　雲の上にて神あそびして
（同・〈禁中神楽〉・後徳大寺左大臣・一九五二）
(30)かこつべき空もはれぬる今はたゞ　まつなみだこそ雨とをや
まね　（恋部・約雨霽・後徳大寺左大臣・二三七〇）
(31)かへり見むあとを待べき水茎の　ながれとまりてせになりに
けり　（同・〈落返事恋〉・後徳大寺左大臣・二四〇一）
(32)ながむればはつかの月も出にけり　我まつ人のかゝらましか
は　（同・夜半恋・後徳大寺左大臣・二四八六）

このうち、(19)は底本では「徳大寺左大臣」と注記されるが、河野信一記念館蔵本には「後徳大寺左大臣」とあるので、実定の詠と判明する。しかし、(21)は「山寺鹿」の例歌として(20)の実定の詠に連続して配列されているので（河野本では、両歌の間に一行のあきがある）、実定の詠のごとくであるが、実は、これは『続古今集』の藤原俊成の詠である。したがって、『摘題集』に収載される実定の詠は、都合三十一首ということになるわけだが、はたして、これらの三十一首は『摘題集』からの採録歌であろうか。そこで『林下集標注』の実定の詠（「拾遺」の部は除く。(25)の詠は未収録）三十首と、『摘題集』に収載される三十一首を比較・検討してみると、次のごとき異同が指摘される。

①(25)の詠のみが『林下集標注』には未収録である。
②(1)・(5)・(24)・(29)の四首を除く二十六首には、『林下集標注』では「摘（題）」の肩注が付せられている。
③『林下集標注』では(11)・(12)、(19)・(20)、(22)・(23)、(30)・(31)が逆順であり、(16)が(14)の前にあり、(27)（冬部）が(22)（秋部）の後にある。
④(19)・(22)の歌題に異同がある。
⑤(7)・(8)・(27)・(31)の本文に異同がある。

このうち、①については、(25)の歌の集付（出典注記）に「続古今」とあるとおり、この歌は『続古今集』に『摘題集』と同じ「独聞時雨」の詞書のもとに収録されているので、『摘題集』は『続

古今集』から採録したのであろう。また、②に『林下集標注』が、『摘題集』収載歌のうち四首に「摘（題）」の肩注を付していない点については、編者の顕忠が遺漏したためであろう。なぜなら、顕忠自身が『林下集標注』の「附言」で「本文のかたはらに書そへたる勅撰・私撰等の集どもにみえたる出所付省文の例、左に挙げるごとし」として「摘摘題」などの典拠を掲げているからである。次に、③の両集における和歌配列順序の異同の問題については、まず、(11)と(12)の場合、『摘題集』では「蛍」の題が「蚊遣火」の題よりも前に配置されているために『林下集標注』とは逆順になったまでで、同様に、(19)と(20)の場合も、『摘題集』では「鹿声」に関係する題の方を、「～鹿」の題よりも前に配置しているために、また、(30)と(31)の場合、『摘題集』では「返事恋」に関係する題の方を、「約～恋」の題よりも後に配列しているために、そして、(22)と(23)の場合は、(22)の題が『林下集標注』では「九月尽日、関路秋のくれ」とあるのを、『摘題集』では「九月尽日」を削除して「関路秋暮」の題としたために、(23)の「旅の道に空つきぬ」の題より前に配列されたので、各々『林下集標注』の配列順序とは異なってしまったのである。また、(16)の歌が『摘題集』では(14)の後に配列されているのは、『摘題集』が「立秋」に関係する題の方を、冒頭に据えているからであり、さらに『林下集標注』では秋部の(27)の詠が『摘題集』では冬部に配置されているのは、『摘題集』では「落葉」関係の題は冬部に一括されているからであって、要するに、両集に認められる歌順の異同は、採録した側の『摘題集』の編者の撰集意図による営為という観点からすべて説明がつくと言えるであろう。次に、④の両集における歌題の異同の問題は、(19)の歌に、『林下集標注』が「はるかにしかをきく」、『摘題集』が「遥聞鹿声」の歌題を付し、また、すでに③で触れたように、(30)の詠に、『林下集標注』が「九月尽日、関路秋のくれ」、『摘題集』が「関路秋暮」の歌題を付していることについてである。この両者の異同については、詳しい説明は省略するが、(19)の場合、「しかをきく」という舌足らずの表現から「鹿の声を聞く」という通常の措辞への方向が、また、(30)の場合、言わば重複表現の感じのする「九月尽日、関路秋の暮れ」から「九月尽日」の部分を削除した「関路秋暮」への方向が各々、想定されることは言うまでもなかろう。最後に、⑤の両集における本文異同の問題については、次の対照表のとおりである。

本文異同対照表

番号	林下集標注	摘題集	新古今集
(7)	をの、ほそみち	をのがほそ道	
同	過行ば	さきゆけば	
(8)	しづがしのやの	しづのまろ屋の	しづのまろやの
(27)	又吹かへせ	又吹おろす	
	かへりこむ	かへり見む	
(31)	世に散にけり	せになりにけり	
同			

このうち、(8)の異同については、『摘題集』の歌句が符合するのは、『林下集標注』のそれではなく、『新古今集』のほうであり、そのうえ『摘題集』の肩注にも「新古今」とあることから、『摘題集』が依拠したのは『新古今集』であろう。ところが、そのほ

かの本文異同を検討してみると、いずれも『摘題集』のほうが意味不明の措辞になっていることが知られる。すなわち、「月前卯花」の例歌である(7)の第二句は、『摘題集』が「が」の傍らに「の歟」の注記をしているように、「小野が細道」よりは「小野の細道」のほうがこなれた措辞であり、第三句も、『摘題集』の「さきゆけば」では意味不明なので、同集には「さき」の側に「わけ歟」の注記がなされているが、ここは『林下集標注』のように「過ぎ行けば」とあるべきところであろう。次に、「海辺落葉」の例歌である(27)の第四句は、『摘題集』の「又吹きおろす」では第三句の「こきおろす」の繰り返しになり、この歌の世界の構成からいっても、『林下集標注』のように「又吹き返せ」の措辞でなければならないことは言うまでもなく、河野本『摘題集』が「又吹かへす」の本文を伝えていることからも明らかなように、『林下集標注』を『摘題集』が参看したのであろうことは明白であろう。次に、「落返事恋」の例歌である(31)の初句は、詞書の「返事」に対応する措辞としては『摘題集』の「返り見む」ではなく、『林下集標注』の「帰り来む」でなければならないし、第五句も、詞書の「落返事」に対応するには『林下集標注』のように、「世に散りにけり」の措辞でなければ適切でないこと言うまでもなく、にもかかわらず、『摘題集』が「瀬に成りにけり」の意味の本文を伝えているのは、この歌の第三・四句の「水茎の流れ止まりて」の措辞に合わせた『摘題集』の編者の賢しらがそのようにさせたのではなかろうか。

このように見てくると、①の場合はともかく、②～⑤の場合はいずれも、仲田顕忠が『林下集標注』の序文で言及している編纂意図を裏づける事例ばかりあるので、『摘題集』が後徳大寺実定の家集『林下集』をその撰集資料の一つにしていることは、ここに紛れもない事実であると言うことができるであろう。

三　細川高国の可能性

さて、『摘題集』が実定の家集『林下集』を撰集資料にしていたとなると、『摘題集』の成立時期が『林下集』の成立時期をさかのぼり得ることはまずありえないこととなる。ところで、『林下集』の成立時期は、松野陽一氏によれば、「収載歌は、ほぼ治承三年1179ごろまでの詠作に限られるようであり、同年ごろ自撰されたものと思われる」（『私家集大成3』昭和49・7、明治書院）由であるが、慶応大学図書館本を除く『林下集』の写本と板本には、次のごとき奥書が存在し、『摘題集』の成立時期を示唆する有力な記事を提供している。その奥書を『林下集標注』から引用すると、次のとおりである。

曩祖文治左相府詠歌林下集正本就応仁兵気令紛失訖、其後、慈照院相国対老父清談之次、可借写本給之由約諾之間、後日申請之処、件本不審多端得、然写筆之、令返進之、今日依法眼空実所望、彼以新写之本書写之、重尋捜証本、可校合者也

大永元年十月十二日　　内大臣判

すなわち、この奥書は内大臣・徳大寺公胤が記したもので、その内容は、先祖の後徳大寺実定の家集『林下集』の正本が応仁の乱で紛失したために、父の実淳が慈照院（足利義政）の所持していた写本を拝借したい旨を約束し、後日、公胤が借覧すると、同本には不審な箇所が多く認められたが書写しておいたところ、弟

の法眼空実も同本を所望したので、大永元年（一五二一）十月十二日、新写の本を書写して、空実に与えたという趣である。この『林下集』の奥書内容から、もし『摘題集』がこの奥書を有する『林下集』の伝本に依拠していたとすると、『摘題集』の成立時期が大永元年十月十二日をさかのぼることは絶対にありえないことになろう。

ところで、『摘題集』の成立時期を示唆する内部徴証を求めるに、『摘題集』の撰集資料と詠歌作者の問題が指摘されるが、この問題については、すでに前掲の拙稿で言及済みなので、ここにはその結論のみを摘記すると、まず、『摘題集』の成立時期の上限は、『摘題集』に収載される実朝の詠が貞享版本『金槐集』のもとになったものからの採録と憶測される点から、同本の成立時期である宝徳二年（一四五〇）三月から長禄二年（一四五八）までの間より以降となり、一方、その下限は、『摘題集』が参照した『藤川四百首』の成立時期と推察される明応年間（一四九二～一五〇〇）より以前となって、『摘題集』の成立時期は、どんなに時代を下っても明応九年（一五〇〇）以降にはならないわけである。となると、これまでの筆者の『摘題集』の成立時期をめぐっての推定は、大永元年十月十二日以降と訂正を余儀なくされることになるが、それでは、はたして『摘題集』の成立時期を大永元年以降と規定して、その編者に細川高国を想定する蓋然性はあり得るのであろうか。

ここにようやく『摘題集』の編者としての細川高国自身の検討を加える段階が至ったといえようが、はたして、管領細川高国とはいかなる人物であったのだろうか。

ちなみに、清和源氏の一流、管領細川政元の養子（実父政春）で、法号を道永・常桓といった細川高国（一四八四～一五三一）が、若くして武将の名声が高く、永正五年（一五〇八）には管領となって将軍足利義稙に仕え、大永元年には義晴を擁立して権勢を専らにして右京大夫に達したが、同五年（一五二五）には出家し、同六年には失脚、享禄四年（一五三一）六月八日には遂に自刃して、四十八歳の生涯を閉じたことについては周知のことに属しようが、その際、高国が「なしといひありと又いふことの葉や法のまことの心なるらん」という辞世の短冊をしたためて、三条西実隆などに送った事例からも知られるように、高国は文武両道に精通していたようである。その高国の文芸活動については、鶴崎裕雄氏「管領細川高国の哀歌――尊経閣文庫蔵『細川六郎殿御他界時常桓様御詠歌幷諸家之送歌』の紹介」（帝塚山学院短期大学『研究年報』第二四号、昭和51・12）、米原正義氏『戦国武士と文芸の研究』（昭和51・10、桜楓社）、同氏「細川氏の文芸――管領細川家政元・高国、典厩家政国を中心として」（『国学院雑誌』昭和51・3）、井上宗雄氏『中世歌壇史の研究室町後期』（改訂新版昭和62・12、明治書院）などに詳細な考察があるが、これらの先覚の論考や『実隆公記』『再昌草』『尚通公記』などの文献を参考にして、高国の文化面での事蹟の要点を年譜的に列挙すれば、次のごとくなる。

永正六年（一五〇九）十二月二十二日、幕府にて猿楽を興業する。
永正六年、「石清水初卯千句三物」を催す。
永正七年四月、近衛尚通に「三十首歌」の歌題を請う。
永正七年九月九日、幕府にて猿楽を興行する。

永正八年六月二十八日、犬追物の興業をする。
永正八年十二月十七日、「細川左京大夫自歌合」をまとめ、三条西実隆に同自歌合の判詞を請う。
永正九年一月二十五日、自邸で「千句連歌」を催す。
永正九年閏四月二十六日・同五月三日、自邸で「当座歌会」を催す。
永正九年七月七日、細川尹賢らと近衛尚通に「古今集」の講説を請う。
永正十年二月二十七日、幕府にて猿楽を興業する。
永正十年四月・七月、近衛尚通に歌題を請う。
永正十年九月十四日、犬追物の興業をする。
永正十四年四月、「備中一宮法楽歌」を人々に勧進する。
永正十六年三月四日、「近衛家当座歌会」に出席する。
永正十六年三月九日、「常寂院当座歌会」の作者に加わる。
永正十六年五月二十一日、「春日社法楽三十首歌」を人々に勧進する。
大永二年（一五二二）、宗長・宗碩の「伊勢神宮法楽千句両吟」の願主になる。
大永五年二月二十五日～五月、「聖廟法楽三十首和歌抜書」の作者に加わる。
大永五年十月～十一月、「細川六郎植国哀傷歌」「細川六郎殿御他界時常桓様御詠歌幷諸家之送歌」の作者に加わる。
享禄三年（一五三〇）、「高国独吟歌仙連歌」を詠む。
なお、このほか、年時は不詳であるが、『国書総目録著者別索引』（昭和51・11、岩波書店）には「騎射秘抄伝」「小的事六十九箇条」「高国鹿苑院等和漢聯句」「賦何船連歌」などの作品が掲載されていて、高国の多芸ぶりを示している。

このように細川高国の文化活動の事蹟を追ってみると、高国が和歌・連歌面で著しく活躍していた背景が知られるが、就中、当代の一つの文化圏の中心をなしていた近衛尚通や、徳大寺実淳・上冷泉為広・三条西実隆などの公家、玄清（河田兵庫助春仲）・月村斎宗碩らの連歌師と親交があって、しばしば歌会や連歌会を催していたことはすでに指摘したとおりである。ところで、高国の和歌・連歌の腕前については、「早春」以下六十題各一首の自詠を二十番の歌合とした『細川左京大夫自歌合』（群書類従所収）の詠歌に対して、井上氏が「概して平凡だが、厭味のない歌風である」（前掲の「室町後期」）と評されているが、同歌合の判をした実隆の判詞のなかに、この問題に示唆を与える評言を指摘できるように思われる。たとえば、

(33)春の色に世はそめなしてさほ姫の　四方におほふや広はたの袖　（一番・左・早春）

(34)すゞみとる小河の岸の柳かげ　ちらでもうかぶあきのいろかな　（八番・左・水辺如秋）

(35)宮城野や露吹き乱す秋風に　しづ心なき萩の上の月　（十番・左・野月）

(36)夕づく日さすがに色ぞかはりける　時雨にたてるかたをかの松　（十四番・左・時雨）

(37)限りぞと聞きても人のつれなくは　今ひと際のつらさならまし　（十八番・右・不逢恋）

(38)人とはぬ山里さびしゆふぐれの　かけひの水にしとゞおりゐて　（二十五番・左・山家）

の六首のなかで、実隆が、(33)の歌には「左の歌、四方の色春にそめなして、さほひめの袖ひろくおほふらむ風情たけ高くもつとも優美に見え侍る」と、(35)には「左は、源氏物がたりのうたをおもへり。下の句、ことに優美に見え侍る」と、(36)には「時雨にたてる片岡の松、夕づく日さすやをのへのといへる、古今集の余風猶見所あり」と、(37)には「此の右歌、心詞いひしりてあはれすくなからず。恋の歌はかくこそあらまほしくはべりけれ。かへすがへすもをかしくも、優艶にも侍るものかな」と各々、賛辞を与えて、同自歌合の跋文において高国の和歌活動を「さしも名高き武将の家をうけて、政をたすけ、民をはごくみ、……あづさゆみひき〳〵にかりごものみだれしげくて、……いつのいとまにかくまでたくみに吟じ、おもひめぐらされけむ」と賞賛して自己の言説を実証しているところには、高国のかなりの和歌の腕前のほどを認めてよかろうと思う。しかしまた、実隆が(34)の詠には「左の歌、初の五字この頃つねに人々詠むこと侍るにや。よろしき歌のうちにはいたくみなれざる心地して、管見の所存甘心せられず侍り」と、(38)には「左、京極黄門の歌、人とはぬ冬の山路のさびしきにかきねのそばにしとゞおりゐて、と侍る初の五文字も相かはらで、いかゞとおぼえ侍り」と、それぞれ手厳しい批評を加えて、高国の歌の出来映えの未熟さを指摘しているところには、高国の和歌の腕前のほどを疑問視している実隆の姿勢が窺われるように思われる。

要するに、高国の和歌の腕前の程度を一言でいうならば、かれは和歌師範家などの専門歌人には勿論及ぶはずがなく、また、近衛尚通や三条西実隆などの宮廷公家歌人にはかなり劣るであろうが、かといってずぶの素人では勿論なくて、所謂、中級程度の腕前の武家歌人というくらいの評価は得られようか。ちなみに、大永五年十月二十三日、実子六郎植国を失った悲しみを詠じた「細川六郎殿御他界時常桓様詠歌」(尊経閣文庫本)から、高国の詠を数首紹介すると、次のごとくだが、その評価が首肯されよう。

(39)おもひにはしなれぬなどなげきけん　うきためにとてながらふる身を

(40)夢てふは夢になしつゝうき事は　さむるうつゝにのこらずもがな

(41)数ならぬ身のなき跡におもひきや　きみが袖にも露をかんとは

(42)煙たつきのふの雲の名残にも　あまりしぐるゝ袖のうへかな

(43)むねのうちにせくてふ滝のあまりてや　よその袖さへ波におぼるゝ

ところで、ここで翻って、『摘題集』の編纂目的に触れるならば、筆者は前掲論文で、「『摘題集』の編纂目的は、『題林愚抄』や『明題和歌全集』などのそれとは多少趣を異にして、題詠歌を詠む段階の多少進展した、専門歌人以外の人に、題詠の実例を提示して、参考に供しようとしたところにあったのではなかろうか。(中略)『題林愚抄』などのような本格的な類題歌集ではないけれども、比較的簡便で、かつ内容的に充実した類題歌集の編纂をして、題詠歌の言わば中級の人たちの要請に応えようとした」のではあるまいか、と言及したのであったが、ちなみに、大永元年以降で、『摘題集』の編纂目的である難題による題詠歌の実例を提示することのできる程度の人物がいるであろうか。憶測すれば、歌道師範家では上冷泉為広、公家歌人では三条西実隆などの人物

がまず候補にのぼろうが、武家歌人では当面細川高国などがここでその候補としてあがるのではなかろうか。そこで想起されるのが、永正十五年（一五一五）八月、『風雅集』から『新続古今集』までの五勅撰集で撰集された『続五明題集』で、これは駿河守護今川義忠の息・氏親が、今川家の和歌師範的立場にあったとおぼしき素純の協力を得て、「当家代々門葉いちじるく和歌の浦に心をかけ、ちゞのもしほ草かきあつめ侍る」（序文）べく完成させた類題集だが、この『続五明題集』の撰集目的は『摘題集』のそれと共通する側面を有していないだろうか。足利義稙・義晴両将軍の補佐役としての室町幕府の重職・管領を勤めた細川高国にとって、伝統的文化の象徴である和歌の詠作技能を磨くことは、内心、学芸面で貴紳に抱いている劣等感を解消するうえで、何よりも最優先されるべき課題であったはずであろうから、題詠歌を詠む手引書にもなりうる類題集の編纂に、関心がなかったとはとうてい考えられないからである。ちなみに、『続五明題集』の編者の今川氏親のごとき武家関係で、各種の類題集を所蔵する機関を調査してみると、尾張藩初代徳川直義の蓬左文庫、島原藩主松平忠房の島原松平文庫、熊本藩主細川家の永青文庫、肥後宇土藩主細川家の九州大学細川文庫、仙台藩主伊達家の宮城県図書館伊達文庫、加賀前田藩主利家の室芳春院松子から綱紀に至る尊経閣文庫などの多くの機関を指摘することができ、戦国時代以降にも多くの大名、藩主などの武家が類題集を所有していた事実が判明する。したがって、ここに『摘題集』の編者として細川高国を想定し得る可能性がいくらか生じてこようが、残念ながら、細川高国の著作や当時の関係文献などには、『摘題集』の編者に細川高国の名前を明記した記述を探索することはできない。

四　おわりに

以上、「江戸の歌人。通称藤右衛門、蓬園と号す。海野遊翁の門に学ぶ。晩年心を香川景樹に寄せて『桂の落葉』を著はし、また小林歌城の『桂園一枝拾遺評』を更に評して『桂園一枝拾遺再評』を出して弁駁を試みた。嘉永五年『類題武蔵野集』第一編を刊行し、安政四年第二編を刊行す。万延元年歿す。年六十」（佐伯）（『日本人名大事典』復刻版第一刷昭和54・7、平凡社）なる閲歴をもつ仲田顕忠が、後徳大寺実定の家集『林下集』の注釈書である『林下集標注』の序文に、『摘題集』の編者を細川高国であると記述している記事の真偽について検討を加えた結果、高国の著作や当時の文献などに、この問題を積極的に解決する証拠を見出すことはできなかったけれども、『摘題集』の成立時期や編纂目的などの内部徴証や、『摘題集』の成立時の歌壇状況、同種の類題集との編纂事情の類似性などの外部徴証等々の状況証拠から、細川高国を『摘題集』の編者に想定し得る可能性のあることを、やや不充分ながら論証することができた。この結論は、数ある中世類題集のなかで、現在、唯一『続五明題集』の編者のみが今川氏親・東素純と判明している、という貧しい類題集研究状況においては、まことに貴重な成果というべく、今後の中世類題集の意義・役割などの問題解決の契機になり得ることは言うまでもなかろう。

なお、この結論が、『摘題集』の成立時期の上限を、大永元年十月十二日以降と規定する意味を有している点も貴重であろう。

（付記）

本稿は、平成三年度光華女子大学特別研究費に基づく研究成果の一部である。なお、『林下集標注』については、小林強氏から拝借し、また、鶴崎裕雄氏「管領細川高国の哀歌」の論考については、著者から頂戴した。ここに記して、ともに深謝申し上げる次第である。

—光華女子大学教授—